

○浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程学位論文審査実施要項

制 定 平成 30 年 3 月 16 日要項第 12 号
最終改正 令和 6 年 11 月 28 日要項第 60 号

この要項は、浜松医科大学学位規程（平成 16 年規程第 75 号。以下「規程」という。）第 27 条の規定に基づき、光医工学共同専攻博士後期課程の博士の学位（以下「学位」という。）に係る学位論文審査の実施について必要な事項を定める。

第 1 課程修了による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第 5 条第 1 項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に所定の期間在学し、所定の単位を修得した者又は 3 月 31 日までに期間・単位ともに満たす予定の者で、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

2 申請時に求める研究業績

審査申請時に求める研究業績は、次のとおりとする。

- (1) 審査申請時まで、学位に関連する学術雑誌（英文誌でレフリー付きのものに限る。）に掲載された原著論文を 1 本以上有すること。（掲載可とされた論文を含む。）
- (2) 前項の著作物が共著である場合は、原則としてファーストオーサーであること。

3 申請の時期

- (1) 学位論文審査の申請締切時期は、原則として 3 月修了予定者は前年の 12 月、9 月修了予定者は当該年の 6 月とする。ただし、別に定める要件を満たす場合は、この限りでない。
- (2) 前項において規定する申請の時期までに学位申請できずに単位修得退学する場合は、研究生規程（平成 16 年規程第 81 号）第 22 条に規定する大学院継続研究生として入学のうえ学位申請を行うことができる。
- (3) 大学院継続研究生における学位授与の日については、協議会において学位授与が可とされたときは、その翌日をもって学位記授与の日付とする。

4 申請のための提出書類

学位論文審査を申請する者（以下「論文申請者」という。）は、次に掲げる書類を主指導教員等の承認を得て、学務課に提出するものとする。ただし、外国人留学生については第 4 号の書類の提出は不要とする。

- (1) 学位論文審査申請書（別記様式第 1） 1 部
- (2) 学位論文 5 部
- (3) 学位論文要旨（英文）（別記様式第 2-1） 1 部
- (4) 学位論文要旨（和文）（別記様式第 2-2） 1 部
- (5) 既発表の論文目録（別記様式第 3） 1 部

第 2 学位論文

- 1 学位論文は、和文又は英文の論文とする。
- 2 学位論文に関し必要な事項は別に定める。

第 3 審査

1 学位論文の受理

学長は、学位論文を受理したときには、光医工学共同専攻協議会（以下「協議会」という。）に審査を付託する。

2 審査委員の選出

- (1) 協議会は、学長から学位論文の審査を付託された場合は、論文申請者ごとに博士後期課程審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、研究指導資格を持つ教授3人以上を含む教授または准教授4人以上で構成する。ただし、主指導教員は委員になることができない。
- (3) 審査委員会に委員長を置き、委員長及び委員は協議会で決定する。
- (4) 審査委員会は、必要と認める場合は、他の大学院の教員又は研究機関の研究者等の意見を聴取して、審査をすることができる。

3 学位論文審査及び専攻分野の試問

- (1) 審査委員会は、学位審査にあたり、公開の論文発表会を行うものとする。
- (2) 学位論文審査における審査基準は次のとおりとする。
 - ア 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
 - イ 研究方法が目的の達成にとって適切であること。
 - ウ 先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的又は社会的位置付けが明示されていること。
 - エ 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。
 - オ 論文の内容に新規性、独創性若しくは有用性を含み、学術的意義、社会的意義又は実践的・社会的意義が見出だせること。
 - カ 研究内容の全て又は一部が学術雑誌に掲載される等、客観的に高い評価を受けていること。
- (3) 試験は、学位論文を中心として、関連分野についての口頭試問または筆記試問によって行う。
- (4) 審査委員会は、学位論文の審査及び試験終了後、「学位論文内容の要旨」並びに「審査結果の要旨及び試験結果の要旨」に学位授与の可否に関する意見を添えて、協議会に所定の様式により報告するものとする。
- (5) 審査期間中の学位論文は、学務課において閲覧に供するものとする。

4 学位授与の可否の議決

- (1) 協議会は、審査委員会からの報告に基づき、学位授与の可否を決議する。
- (2) 協議会の議長は、学位授与に関する議決結果を、静岡大学及び本学の学長に報告する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月28日要項第60号)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1(第1関係)

学位論文審査申請書

[別紙参照]

様式第2-1(第1関係)

学位論文要旨（英文）

[別紙参照]

様式第2-2(第1関係)

学位論文要旨（和文）

[別紙参照]

様式第3(第1関係)

既発表の論文目録

[別紙参照]

(別記様式第1) 浜松医科大学

年 月 日

浜松医科大学長 殿

申請者 入学年度 年度入学
専攻 光医工学共同専攻
学籍番号
氏 名

学 位 論 文 審 査 申 請 書

浜松医科大学学位規程第10条第3項の規定により関係書類を添えて申請しますので審査願います。

記

論文題目

学位論文	
------	--

受付年月日 受付番号	年 月 日 第 号
---------------	--------------

指導教員 _____

Abstract of Doctoral Thesis

Course	Cooperative Major in Medical Photonics	Name	
Title of Thesis			
Abstract			

(別記様式第2-2)

学位論文要旨
Abstract of Doctoral Thesis

専攻 Course	光医工学共同専攻	氏名 Name	
論文題目 Title of Thesis			
論文要旨 Abstract			

(別記様式第3)

論文目録
List of Publication

専攻 Course	光医工学共同専攻	氏名 Name	
A 学位論文申請資格に関わる論文			
1			
B 学位論文内容に関わる論文（未発表論文も含む）			
1			